大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議（以下「推進会議」という。）は、「おおいたＬＳＩクラスター構想」を推進し、県内会員のビジネス交流への参加及び販路開拓の促進のため、マーケティング部会が行うビジネス交流事業に係る経費の一部に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）の規定のうち知事を会長に読み替えて準用するほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第２条　この補助金の交付の対象となる経費は旅費（交通費及び宿泊費）とし、補助金の上限額、補助金額、補助率等は、予算の範囲内で補助対象の旅行ごとに別途定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第３条　この補助金の申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、事業計画書（第２号様式）を添付の上、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

（補助条件）

第４条　この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

（１）大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員であること。

（２）大分県LSIクラスター形成推進会議から、アンケートの提出依頼や旅行に係る報告等を求められた場合は、これに応じること。

（３）補助対象経費合計の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）が生じた場合には、変更承認申請書（第３号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書（第４号様式）を会長に提出し、会長の承認を受けること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規程する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（６）その他事業の実施にあたっては会長の指示に従うこと。

２　この補助金の軽微な変更の範囲は、補助金交付決定額の変更を伴わない補助対象経費合計の変更とする。

（補助金の交付決定及び変更交付決定の通知）

第５条　この補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書(第５－１号様式）により、また変更交付決定通知は補助金変更交付決定通知書（第５－２号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第６条　申請を取り下げる場合は、取下届出書（第６号様式）を会長に提出すること。

２　この補助金申請の取下げのできる期間は、原則旅行開始日の７日前までとする。

（旅行完了報告）

第７条　この補助金の実績報告は、旅行完了報告書（第７号様式）に実績報告書（第８号様式）を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日までに、会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第８条　この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第９号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第９条　この補助金は、事業完了後に口座振込の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第１０条　補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第１０号様式）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第１１条　この補助金の申請及び事業の実施において不正があった場合は、交付決定を取り消す場合がある。

（その他）

第１２条　この事業では、他の補助金と同一の補助対象経費について重複して当補助金の申請を行うことはできない。

第１３条　この要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和７年　６月　２５日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

交付申請書

　令和 年　　月　　日

　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　会 長　　　　　　　　　　　　　　　殿

申請者 住所（申請者の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　 法人名・屋号

役職・代表者名

担当者名及び連絡先

　大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　１　旅　行　名　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

　２　補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　３　添 付 書 類

　　　　・事業計画書・・・第２号様式

・その他会長が必要と認める書類

第２号様式（第３条関係）

事　業　計　画　書

　１　旅 行 名　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

　２　参加者（職氏名）　　　補助金対象者（最大２名）を記載

３　実施期間　　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和 　　年　　月　　日

　　　（旅行期間）

　４　経費内訳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円　　　　　　　　　

※主な経費で補助限度額を満たす場合は、主な経費のみの記載で可とする。ただし、補助対象経費合計の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）が生じる場合には、事前に相談のうえ、変更承認申請書（第３号様式）を会長に提出し、その承認を受けることが必要となるので留意すること。

※この補助金の軽微な変更の範囲は、補助金交付決定額の変更を伴わない補助対象経費合計の変更と

する。

※消費税及びタクシー代は対象外とする。

※交通費の備考欄には利用区間を記載すること。

※補助金対象者が２名である場合は、予定額は２名合計金額を記載し、備考欄に“２名分”と記載すること。

第３号様式（第４条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

変更承認申請書

令和　　年　　月　　日

　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　会 長　　　　　　　　　　　　　　殿

申請者 住所（申請者の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 　 名称（申請者の名称）

役職・代表者名

担当者名

電話番号

E-MAIL

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定の通知のあった大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう、大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第４条第１項第３号の規定により申請します。

記

１　旅行名　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

２　変更の理由

３　補助金額　　 変更交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　 　　　　　既交付決定額　　 　金　　　　　　　　　　円

　　　 変更による増減額　　金　　　　　　　　　　円

４　添付書類

(1)領収書、請求書、又は予約画面、行程表（様式任意）等で金額の分かるもの

(2)その他会長が必要と認める書類

第４号様式（第４条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

事業中止(廃止)承認申請書

　令和　　年　　月　　日

大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

会 長　　　　　　　　　　　　　殿

申請者 住所（申請者の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 　 名称（申請者の名称）

職・氏名（申請者の職氏名）

担当者名及び連絡先

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった令和 年度大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう、大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第４条第１項第４号の規定により申請します。

記

１　旅行名　　　　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

　２　中止(廃止)の理由

　３　中止の期間(又は廃止の期日)

　４　中止(廃止)後の措置

第５－１号様式（第５条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

交付決定通知書

　　ＬＳＩ第　　 号

　　　　　令和　　年　　月　　日

殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 会　長 　　　　　 印

令和 年　　月　　日付けで交付申請のあった､令和　　年度大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

１ 旅行名　　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

２　補助金交付決定額　　　金 円

３　補助条件

（１）大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員であること。

（２）大分県LSIクラスター形成推進会議から、アンケートの提出依頼や旅行に係る報告等を求められた場合は、これに応じること。

（３）補助対象経費合計の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）が生じた場合には、変更承認

申請書（第３号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書（第４号様式）を会長

に提出し、会長の承認を受けること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規程売る暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（６）その他事業の実施にあたっては会長の指示に従うこと。

（７）この補助金の軽微な変更の範囲は、補助金交付決定額の変更を伴わない補助対象経費合計の変更とする。

第５－２号様式（第５条関係：変更）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

変更交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＬＳＩ第　　　　　　号

　 令和　　年　　月　　日

殿

　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 　会長　　　　　 印

令和 年　　月　　日付けで変更承認申請のあった令和　　年度大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定したので、大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

　１　旅行名　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

２　補助金交付決定額　　既交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

変更交付決定額　　金　　　　　　　　　円

変更による増減額　金　　　　　　　　　円

　３　補助条件

　　　　令和　　年　月　日付け　　第　　号による大分県ＬＳＩクラスター販路拡大事業費補助金交付決定通知書記載の補助条件に同じ。

第６号様式（第６条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

取下届

　 令和　　年　　月　　日

　　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　　会 長　　　　　　　　　　　　　　殿

　届出者 住所（申請者の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名・屋号

役職・代表者名

担当者名及び連絡先

　令和　　年　　月　　日付けLSI 第　　　号で交付決定の通知のあった大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金については、大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり取り下げます。

記

　１　旅行名　　　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

　２　取り下げ理由

第７号様式（第７条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

旅行完了報告書

　　　　 　　　令和　　年　　月　　日

　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

会 長　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　申請者 住所（申請者の所在地）

名称

役職・代表者名

担当者名

電話番号

Ｅ－mail

　令和　　年　　月　　日付けＬＳＩ第　　　号で交付決定通知のあった大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金について、申請どおり事業を実施したので報告します。

記

１　旅行名　　　　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

２　添 付 書 類

　　　　・実績報告書・・・第８号様式

・その他会長が必要と認める書類

第８号様式（第７条関係）

実　績　報　告　書

　１　旅 行 名　　　　　台湾商談会 in 台北参加事業

　２　参加者（職氏名）　 補助金対象者（最大２名）を記載

３　実施期間　　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和 　　年　　月　　日

　　　（旅行期間）

　４　経費実績内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円



※交通費の備考欄には利用区間を記載すること。

※証拠書類を添付すること（領収書は写し可）。なお、補助条件の変更承認申請要件にかかることが判明した場合には事前に相談すること。

　　　　　　　　・国内交通費（鉄道賃・バス代）・・・領収書または切符のコピー

　　　　　　　　・国内交通費（地下鉄）・・・・・・・料金表の写し（ホームページ等）

　　　　　　　　・航空運賃・・・領収書または請求書の写し

　　　　　　　　・船賃・・・・・領収書または請求書の写し

　　　　　　　　・海外交通費・・領収書または料金表の写し（ホームページ等）、

為替レートがわかる資料

　　　　　　　　・宿泊料・・・・領収書または請求書の写し

※補助金対象者が２名の場合は、補助対象経費には申請時・実績報告時とも合計額を記載する。また、対象者毎に金額が異なる場合は、備考にそれぞれの金額を記載すること。

第９号様式（第８条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

額の確定通知書

　　ＬＳＩ第　　 号

　　　　　令和　年　　月　　 日

　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　　 会　長 　　　　　　 　　 印

令和 　年　　月　　日付けで交付申請のあった大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金実績報告書に基づき、令和　年　　月　　日付け　第　　号による補助金の交付決定通知（　　年　　月　　日付け　第　　号による変更交付決定通知）に係る補助金の額　　　　　　円については、金　　　　　円に確定したので、令和　年度大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

　　※（　　年　　月　　日付け　第　　号による変更交付決定通知）該当無い場合削除

第１０号様式（第１０条関係）

大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金

補助金交付請求書

　　　　 　　　令和　　年　　月　　日

　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

　会 長　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　申請者 住所（申請者の所在地）

名称

役職・代表者名

担当者名

電話番号

Ｅ－mail

　令和　　年　　月　　日付けＬＳＩ第　　　号で交付決定通知のあった大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう大分県ＬＳＩクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

記

１　旅行名 　 台湾商談会 in 台北参加事業

　２　請 求 金 額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　振 込 口 座

　　　　　　　　　　　　銀行　　　　支店（当座・普通）　ＮＯ．

　４　添 付 書 類

　　　　・会長が必要と認める書類